

京都市消費生活条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 消費者権の実現を図るための施策
 - 第1節 不適正な取引行為(第2条)
 - 第2節 調停(第3条～第9条)
 - 第3節 消費者訴訟に係る事件の当事者である団体の設立費用の補助(第10条)
 - 第4節 訴訟に要する資金の貸付け(第11条～第15条)
 - 第5節 身分証明書(第16条)
- 第3章 消費生活審議会(第17条～第22条)
- 第4章 雑則(第23条)
- 附則

第1章 総則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市消費生活条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

第2章 消費者権の実現を図るための施策

第1節 不適正な取引行為

第2条 条例第20条に規定する別に定める行為は、別表のとおりとする。

第2節 調停

(調停を行う旨の通知)

第3条 審議会は、調停を行おうとするときは、その旨を条例第27条第1項の規定による求めをした消費者及びその相手方となる事業者(以下「関係当事者」という。)に通知するものとする。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、調停を行うため必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係人に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調停案の受諾の勧告)

第5条 審議会は、関係当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、関係当事者に対し、相当の期限を定めて、その受諾を勧告するものとする。

(調停案の受諾)

第6条 前条の規定により調停案の受諾の勧告を受けた者は、文書により、当該調停案を受諾し、又は受諾しない旨を審議会に申し出なければならない。

(調停の打ち切り)

第7条 審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、調停を打ち切ることができる。

- (1) 審議会が関係当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 関係当事者が調停以外の方法により調停に係る紛争の解決を図ろうとしたとき。
- 2 第5条の規定による勧告がされた場合において、同条の期限までに関係当事者の双方から受諾する旨の申出がなかったときは、調停は、打ち切られたものとみなす。

(報告)

第8条 審議会は、調停が終わったときは、速やかに当該調停の経過及びその結果を市長に報告しなければならない。

(調停の非公開)

第9条 調停の手続は、公開しない。

第3節 消費者訴訟に係る事件の当事者である団体の設立費用の補助

第10条 条例第29条第1項の規定による補助を受けようとする団体は、当該団体の設立の日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に領収書その他の当該団体の設立に要した費用の額を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 補助を受けようとする額及び次に掲げる区分に応じたその内訳
 - ア 会議場の借用に要した費用
 - イ 会議の資料の作成に要した費用
 - ウ 通信連絡に要した費用
- (3) 団体を設立した理由

第4節 訴訟に要する資金の貸付け

(貸付けの申請)

第11条 条例第30条の規定による貸付けを受けようとするもの(以下「貸付申請者」という。)は、訴訟に要する資金(以下「訴訟資金」という。)が必要となったつど、次に掲げる事項を記載した申請書に訴状の写し又はその案その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 貸付申請者の氏名及び住所(団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地。第3号エ及びオにおいて同じ。)
- (2) 貸付けを受けようとする額及びその内訳
- (3) 一の訴訟につき初めて貸付けを申請する場合にあつては、訴訟に関する次に掲げる事項
 - ア 訴訟資金の予定額
 - イ 訴訟を提起した、提起しようとする、又は提起された裁判所の名称
 - ウ 貸付申請者の訴訟代理人の氏名及び住所
 - エ 原告の氏名及び住所
 - オ 被告の氏名及び住所
 - カ 請求の趣旨

キ 請求の原因

ク 訴訟を提起した、提起しようとする、又は提起された理由

(貸付けの決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、訴訟資金の貸付けをすることを適当と認めるときは、訴訟資金の貸付け、貸付額及び貸付けの条件を決定し、その旨を文書により貸付申請者に通知するとともに、これを貸し付ける。

(報告、検査及び指示)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、訴訟資金の貸付けを受けたものに対し、訴訟資金の貸付けに関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがある。

(貸付けの取消し等)

第14条 市長は、訴訟資金の貸付けを受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、訴訟資金の貸付けの決定を取り消し、又は期限を定めて訴訟資金の全部若しくは一部の繰上げ返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により訴訟資金の貸付けを受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 訴訟資金の貸付けの目的に反して訴訟資金を使用したとき。
- (3) 訴訟資金の貸付けの条件に違反したとき。

(返還の免除の申請)

第15条 条例第31条の規定により貸付けを受けた資金の全部又は一部の免除を受けようとするものは、免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第5節 身分証明書

第16条 条例第33条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第3章 消費生活審議会

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第18条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係がある専門委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員等の除斥)

第19条 委員等は、直接の利害関係がある事項については、その議事に加わることができない。

(部会)

第20条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、学識経験のある委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。ただし、学識経験のある委員が1人であるときは、当該委員を部会長とする。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の調査及び審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会に調停を行わせることができる。

(審議会の庶務)

第21条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第4章 雑則

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 京都市消費者保護条例第9条第2号の不当取引を定める規則は、廃止する。

附 則(平成21年3月31日規則第99号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第142号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 条例第20条第1号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- ア 官公署等の職員の身分の詐称等(自らを官公署、公共的団体若しくは公益事業を行う団体(以下「官公署等」という。)の職員であると誤信させるような言動若しくは表示又は官公署等の許可、認可、後援等を得ていると誤信させるような言動若しくは表示を行うことをいう。)
- イ 他人の商号等の使用(他人の商号、商標その他の表示又はこれらに類似する商号、商標その他の表示を使用することをいう。)
- ウ 事業者情報の不提供等(事業者の事務所の所在地、電話番号、担当者の氏名その他の取引に必要な事業者に関する情報を提供せず、又は当該情報について虚偽の表示をすることをいう。)
- エ 商品の内容等の重要事項の虚偽告知(商品等の内容又は取引の内容、条件若しくは仕組み(以下「商品の内容等」という。))に関する重要な事項について、虚偽の事実を告げることをいう。)
- オ 商品の内容等の誇大説明(商品の内容等について、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤信させるような説明をすることをいう。)
- カ 商品の内容等の不利益事実の不告知(商品の内容等に関する重要な事項について、消費者にとって不利益となる事実を告げないことをいう。)
- キ 過去の損害回復等のための虚偽説明(過去の取引により生じた損害を回復し、又は損害の拡大を防止することができると誤信させるような説明をすることをいう。)
- ク 断定的判断の提供等(将来における変動が不確実な事項について、断定的判断を提供し、又は確実であると誤信させるような言動若しくは表示を行うことをいう。)
- ケ 他の事業者に係る商品等の虚偽告知(他の事業者又はその者が販売し、又は提供する商品等について、虚偽の事実を告げることをいう。)
- コ 法的義務の虚偽説明(消費者の一定の作為又は不作為が法令又は条例により義務付けられていると誤信させるような説明をすることをいう。)
- サ 法定書面の不交付(割賦販売法第4条、特定商取引に関する法律第4条又は第5条その他の法令の規定により、交付が義務付けられている書面を交付しないことをいう。)
- シ 路上等での執ような勧誘等(道路、駅その他多数の者が往来し、又は来集する場所において、消費者を呼び止め、その場で、又は営業所その他の場所に誘引して、当該消費者を執ように勧誘し、欺き、又は威迫することをいう。)
- ス 呼出しによる執ような勧誘等(電話、電子メールその他の通信手段を用いて、消費者を営業所その他の場所に呼び出し、当該消費者を執ように勧誘し、欺き、又は威迫することをいう。)
- セ 電話による執ような勧誘等(消費者に電話を掛け、当該消費者を執ように勧誘し、欺き、又は威迫することをいう。)
- ソ 恋愛感情の利用(消費者の恋愛感情を利用することをいう。)
- タ あおり行為(販売し、又は提供しようとする商品等以外の商品等が無償又は著しく低い対価で提供することにより、消費者の消費をあおり、合理的な判断を妨げることをいう。)
- チ 心理的負担の押し付け(親切を装い、又は商品等が無償若しくは著しく低い対価で提供することにより、消費者に心理的な負担を負わせることをいう。)
- ツ 販売目的の隠匿(商品等を販売し、若しくは提供する意図を隠し、当該商品等の販売若しくは提供以外の行為が主要な目的であるように装い、又はそのような装いをした内容の広告その他の表示をすることをいう。)
- テ 不適切な時間帯における訪問等(消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断を行うことが困難な状態のときに、訪問し、又は電話を掛けることをいう。)
- ト 不退去又は消費者の退去の妨害(消費者の住居、勤務先その他の場所において当該消費者から退去の要求があるにもかかわらず退去せず、又は営業所その他の場所において消費者が当該場所から退去する旨の意思表示をしているにもかかわらずこれを妨げることをいう。)
- ナ 心理的不安の惹起(消費者の生命、財産、運命等の不安をあおるほか、消費者を心理的に不安

- な状態に陥れるような言動又は表示を行うことをいう。)
- ニ 異常高額な提示(消費者に商品等の価格が社会通念に照らし合理的なものかどうかにつき、適切な判断の機会を与えず、異常に高額な価格を提示することをいう。)
- ヌ 次々契約(消費者がその意に反して契約を締結した後、当該契約を締結した事業者又は他の事業者が、当該消費者に対し、新たな契約の締結の勧誘を執ように行うことをいう。)
- ネ 判断力の不足への無配慮(認知症その他の事情による消費者の判断力の不足に配慮しないことをいう。)
- ノ 不適格者への無配慮(消費者の知識、経験、財産、収入その他の状況に照らし、当該消費者が契約を締結するにつき十分な適格性を有しないことに配慮しないことをいう。)
- ハ 不招請執よう勧誘(消費者の意に反して、契約の締結の勧誘を執ように行うことをいう。)
- ヒ 消費者の意に反する資金調達(消費者の意に反して、資金の調達の勧誘を執ように行うことをいう。)
- フ アからヒまでに掲げる手段に準じる手段
- (2) 条例第20条第2号に該当する行為にあつては、次のいずれかの内容の契約を締結させる行為
- ア 消費者の過重責任(解除等に際して、不当に高額又は高率の違約金の支払を消費者に義務付けることをいう。)
- イ クレジットカード等の不正利用に係る不当責任(消費者が使用するクレジットカード、会員証又は暗証番号が当該消費者以外の者により不正に使用された場合に、当該消費者に対し、不当にその責任を負わせることをいう。)
- ウ 事業者の責任の不当な免除等(事業者の責任を不当に免除し、又は軽減することをいう。)
- エ 消費者にとって不利な裁判管轄等(民事訴訟法第11条第1項の規定による管轄の合意の内容又は仲裁法第2条第1項に規定する仲裁合意の内容が消費者にとって著しく不利であるものをいう。)
- オ 一方的な契約変更権の取得(消費者以外の者が契約条件を当該消費者に不当に不利益をもたらし、又はそのおそれがあるものに一方的に変更することができるようにすることをいう。)
- カ 不明確な内容(契約の条項の解釈について疑義が生じ、消費者に著しい不利益をもたらすおそれがある内容をいう。)
- キ 過量販売等(消費者が当面必要としない不当に多量の商品等を販売し、又は提供することをいう。)
- ク 不当長期拘束(消費者による解除等を禁止し、契約を不当に長期間存続させることをいう。)
- ケ 支払能力を超える与信(消費者の支払能力を超える信用を供与することをいう。)
- コ 不適正な取引行為に係る契約に関する信用の供与(信用を供与する契約の媒介、取次ぎ、代理その他これらに類する行為を引き受けた事業者で商品等を販売し、又は提供するもの(当該事業者の代理人その他当該事業者に代わるべき者を含む。以下「販売事業者等」という。))が、不適正な取引行為により当該商品等を販売し、若しくは提供していることを知り、又は販売事業者等を適切に審査し、若しくは管理していれば不適正な取引行為の事実を知ることができたにもかかわらず、消費者が当該商品等の販売又は提供を受けるために、当該消費者に対し、信用を供与することをいう。)
- サ 重要事項の虚偽表示(消費者に対し、その年齢又は収入その他契約を締結するうえで重要な事項を偽るよう唆し、当該事項を偽ることをいう。)
- シ 名義貸しの責任負担(消費者に対し名義の貸与を求め、当該消費者の意に反する責任を負わせることをいう。)
- ス 消費者公序違反(消費者契約法第10条の規定により無効となる内容をいう。)
- セ アからスまでに掲げる内容に準じる内容
- (3) 条例第20条第3号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要する行為
- ア 不適切な時間帯における訪問等(消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正

- 常な判断を行うことが困難な状態のときに、訪問し、又は電話を掛けることをいう。)
- イ 信用情報機関への情報提供の予告(正当な理由がなく、消費者に不利益をもたらすおそれがある情報を信用情報機関(消費者の支払能力に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を行う機関をいう。)に通知する旨を予告することをいう。)
- ウ 事業者に関する情報の不開示等(事業者の事務所の所在地、電話番号、担当者の氏名その他事業者と連絡を取るために必要な情報を明らかにせず、又はこれらについて虚偽の表示をすることをいう。)
- エ 資金調達の強要等(消費者を欺き、又は威迫して、当該消費者に資金を調達させることをいう。)
- オ 抗弁権の接続拒否(信用を供与する契約において、正当な理由に基づき支払の請求を拒否する旨の消費者の抗弁を否認することをいう。)
- カ 不当な心理的操作等(消費者を欺き、威迫し、又は困惑させることをいう。)
- キ 商品等の一方的提供による支払の請求(消費者の意に反して、商品等を提供し、その対価の支払を請求することをいう。)
- ク 契約書の無断作成(契約書を消費者に無断で作成することにより、契約の成立を主張することをいう。)
- ケ 契約の成立の一方的な主張(契約の成立又はその内容について、当事者間で争いがあるにもかかわらず、一方的に契約の成立又はその内容を主張することをいう。)
- コ 消費者の親族等に対する債務の履行の強要(消費者の親族その他の法律上債務を履行する義務を有しない者に対し、当該消費者との契約に基づく債務の履行を強要することをいう。)
- サ クレジットカード等の不正利用に係る不当追及(消費者が使用するクレジットカード、会員証又は暗証番号が当該消費者以外の者により不正に使用された場合に、当該消費者に対し、不当にその責任を追及することをいう。)
- シ 虚偽内容の契約書作成(成立した契約の内容と異なる内容を記載した契約書を作成することをいう。)
- ス 架空請求(消費者に対し、法律上支払う義務がない債務の履行を求めることをいう。)
- セ アからスまでに掲げる手段に準じる手段
- (4) 条例第20条第4号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、契約に基づく債務の履行を不当に遅延し、又は拒否する行為
- ア 不適切な処理(消費者の苦情その他の意見に対し、適切な処理を行わないことをいう。)
- イ 債務の一方的な変更又はその履行の中止(債務の内容を消費者に不利益をもたらすものに一方的に変更し、又は債務の履行を一方的に中止することをいう。)
- ウ ア又はイに掲げる手段に準じる手段
- (5) 条例第20条第5号に該当する行為にあつては、次のいずれかの手段により、消費者の正当な根拠に基づく解除等を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否する行為
- ア 解除等に係る重要な事項の不告知等(消費者の解除等の意思表示に対し、当該解除等を行うことができることその他の重要な事項を告げず、又は当該解除等を行うことができないことその他の不当な内容を告げることをいう。)
- イ 口頭による解除等の意思表示の否認(消費者の口頭による解除等の意思表示に対し、当該解除等の意思表示が書面により行われなかったことを理由に、当該意思表示の効果を不当に否認することをいう。)
- ウ 商品等の使用等の誘導による妨害(商品等の使用又は利用を消費者に誘導し、その後、当該使用又は利用を理由に、当該消費者の解除等の意思表示の効果を否認することをいう。)
- エ 不当に高額な違約金の請求(消費者の解除等の意思表示に対し、取引の慣行その他事業者間の取決めその他の理由を主張して、不当に高額な違約金を請求することをいう。)
- オ 解除等の意思表示の効果の否認(消費者の解除等の意思表示に対し、当該意思表示の効果の全部又は一部を否認することをいう。)

- カ 解除等の意思表示の妨害(消費者の解除等の意思表示を妨害することをいう。)
- キ 新契約の締結の強要(消費者の解除等の意思表示に対し,当該解除等を行った契約以外の契約を新たに締結することを強要することをいう。)
- ク 解除等により生じた損害の不当な請求(消費者の解除等の意思表示に対し,解除等により生じた損害を不当に主張して,損害賠償金の支払その他の負担を強要することをいう。)
- ケ 解除等に基づく原状回復義務等の怠り(消費者の解除等の意思表示に対し,当該意思表示の効果を認めたにもかかわらず,当該解除等に基づく原状回復の義務その他の義務の履行を怠ることをいう。)
- コ アからケまでに掲げる手段に準じる手段

別記様式(第16条関係)

	第	号
身分証明書		
所属		
職名		
氏名		
	年	月 日生
上記の者は、京都市消費生活条例第33条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。		
年	月	日
京都市長		印